

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成31年4月26日（金）15:29～15:36

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長

大阪大学名誉教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

福原 申子 法務省出入国在留管理庁政策課長

<提案者>

芝 千紘 仙台市まちづくり政策局政策企画部プロジェクト推進課長

松原 由佳 仙台市まちづくり政策局政策企画部プロジェクト推進課主事

<事務局>

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

永山 寛理 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）の拡充について

3 閉会

○蓮井参事官 それでは、2コマ目でございます。法務省の福原課長にお越しいただきました。仙台市は引き続きでございますけれども、「外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）の拡充について」ということでございます。

資料につきましては、こちらは全て公開の扱いで構わないということ、それから、本日の議事の内容につきましても、公開ということでよろしゅうございましょうか。

（「はい」と声あり）

○蓮井参事官 では、八田座長、そういうことでよろしく願いいたします。

○八田座長 それでは、今日は三者会議ということになりましたので、皆さん、お忙しい

ところをお越しくささいましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最初は、仙台市から御提案を説明していただきます。

○芝課長 仙台市でございます。説明させていただきます。

本市からは、スタートアップビザの拡充ということで新規提案させていただいておりまして、当初はこのスタートアップビザにつきまして、資本金500万円以上または常勤職員を2名以上雇用の部分について、資本金250万円以上または常勤職員1名以上雇用で、事業所の確保要件につきまして、自治体が認定するコワーキングスペース等を事業所の対象としてくださいというふうをお願いを申し上げておりました。

その後、ワーキンググループヒアリング等でやりとりさせていただきまして、そうしたことも踏まえまして、この資本金要件のほうにつきましては、起業に当たって相応の資金が必要だということも一理ありますし、取り下げさせていただくという形にさせていただきたいと思っております。

一方で、事業所要件のほうにつきましては、やはり昨今の起業スタイルの変化を見ましても、コワーキングスペース等を含めるのは妥当と考えております。

ただ、法務省の方がおっしゃるような不法就労に対する懸念なども理解いたしますし、市としてもそのような事態は本意ではございませんので、避けたいと考えております。

そこで、コワーキングスペース等は産業競争力強化法に基づきまして、国から認定を受けた創業支援等事業計画に記載をした、かつ法人登記がきちんと可能なコワーキングスペース等に限ります。それに加えて、事業の安定性、継続性といったものについて、自治体が事業の経営に関して見識を有する方、中小企業診断士の方ですとか、そういう方と一緒に確認をして証明書をきちんと発行してやっていくと。そうしたところに限ってお認めいただきたいと考えている次第でございます。

私からは以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、福原課長、お願いします。

○福原課長 ありがとうございます。法務省出入国在留管理庁の福原でございます。

今回、仙台市から修正後の御提案をいただきまして、法務省でも検討させていただきました。

まず、原則的なところから説明をさせていただきますと、「経営・管理」という在留資格につきましては、お手元の資料にございますとおり、省令で上陸許可基準と私どもが呼んでいるものがございまして、今回関係してくるのは、省令の基準の1号、2号だと考えているところでございます。

まず、1号で事務所の存在・確保基準、それから、事業の規模の基準を2号で定めるところでございます。これらについては、やはり実態を伴った経営・管理を行っていただく必要があるということと、「経営・管理」の在留資格は、例えば、学歴要件等がございませんので、言ってみれば、お金があれば誰でも取得することができる在留資格という

ことで、例えば、見せ金等で悪用されるケースもあるということで、きちんと実態を確認させていただくことが重要になっているところでございます。

そこで、法務省におきましては、従来からコワーキングスペース、あるいはシェアオフィスのような実際に個室としての空間を持たない運営形態ということであれば、安定性、継続性、また実態の観点からも、中々事務所が担保されているとは言いがたいのではないかという考え方もあったわけでございます。しかし、最近でございますと、例えば、JETROにより支援認定された企業を対象として、日本で起業した時から3年以内に限ってコワーキングスペース、あるいはシェアオフィスの利用を特例として平成30年11月から認めているということがございますので、今回の御提案についても同様に検討をしていけるのではないかと考えているところでございます。

法務省からは以上でございます。

○八田座長　ありがとうございました。

それでは、仙台市から、今の御説明に対するコメントはありますか。

○芝課長　先ほどJETROの話もありましたが、あれはJETROが支援をしているので、そこで安定性が担保できているということだと思います。今回の私たちの提案に関しましても、やはり仙台市が継続的にずっと支援をしていくというところで安定性が担保できるものと考えておりますので、そこはそういうことだと思っております。

○福原課長　法務省といたしましても、また仙台市と細かい要件については調整をさせていただきたいと思っておりますけれども、これについては前向きに検討させていただきたいと考えているところでございます。

○八田座長　事務局からはありますか。

○永山参事官　詳細につきましては、また協議させていただくということで。

○八田座長　非常に前向きにお考えくださって、ありがとうございました。

また、いい提案をなさって、それもあります。これはうまく行くといいと思います。

では、どうもありがとうございました。